

## 2 減価償却資産の耐用年数

農業における減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）により定められている。

### (1) 生物

(省令別表第四より抜粋)

種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛	6
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	4
	その他用	6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競走用 その他用	4 8
豚		3
綿羊及びやぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
なし樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
ブルーベリー樹		25
アスパラガス		11
ホップ		9

### (2) 農業用減価償却資産

種 類	細 目	耐用年数
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	果樹又はホップだな	14
	その他のもの	17
主として金属造の構築物		14
主として木造の構築物		5
土管を主とした構築物		10
その他の構築物		8
電動機		7
内燃機関、ボイラー及びポンプ		7
トラクター	歩行型トラクター	7
	その他のもの	7
耕うん整地用機具		7
耕土造成改良用機具		7
栽培管理用機具		7
防除用機具		7
穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター	7
	その他のもの	7
飼料作物収穫調製用機具	モータ、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く。）ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーバスター（自走式のものを除く。）、ヘーベラー（自走式のものを除く。）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘッドライヤー（連続式のものを除く。）、ヘーエレベーター、フォレージブローア、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機	7
	その他のもの	7
果樹、野菜又は花き収穫調製用機具	野菜洗浄機、清浄機及び堀取機	7
	その他のもの	7
家畜飼養管理用機具	自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衝機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機	7
	その他のもの	7
運搬用機具		7